

尼崎市屋外広告物条例に基づく屋外広告物の設置等の許可の特例に係る基準の策定について



R7.3月13日

尼崎市都市美分科会資料

目次

1.概要

- (1) 高架への設置を禁止する2つの趣旨
- (2) 現在の運用
- (3) 特例基準とする理由
- (4) 条例第10条（許可の特例）

2.特例基準案の対象と内容

- (1) 景観への影響に対応する特例基準案
- (2) 安全性への影響に対応する特例基準案
- (3) 許可期間
- (4) 特例基準案まとめ

3.区域指定

- (1) 区域の詳細、選定の理由

1.概要 (1) 高架への設置を禁止する2つの趣旨

現在、本市は高架の構造物を屋外広告物の設置等を禁止する物件である「禁止物件」としていることから、高架の構造物に広告物を設置することを認めていません。



高架の構造物（鉄道、高速道路、一般道路の立体交差など）

1.概要 (1) 高架への設置を禁止する2つの趣旨

屋外広告物条例ガイドライン（国交省策定の屋外広告物法規制の標準的内容）

（禁止物件）

第五条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

一 橋りょう、トンネル、高架構造及び分離帯

二 石垣、よう壁の類

三 街路樹、路傍樹……

四 信号機、道路標識及び歩道柵……

五 （以下略）



「禁止物件」を設定している全体的な趣旨

『屋外広告物の知識（第五次改訂版） 法令編』

（監修：国土交通省都市局公園緑地・景観課、発行：株式会社ぎょうせい）（89頁から抜粋）

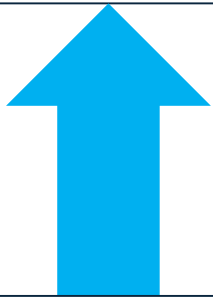
これらの物件に広告物が無秩序に表示されているのは良好な景観や風致の維持の観点から好ましくないことはいうまでもないことである。そればかりでなく、特に信号機、道路標識、街路樹等は無秩序に広告物が表示されたような場合には、信号機、道路標識の妨害や見通しの不良等を生じ、このため公衆に危害を与えることも予想される。

1.概要 (1) 高架への設置を禁止する2つの趣旨

尼崎市屋外広告物条例

(禁止物件) 第16条 次の各号に掲げる物件(以下「禁止物件」という。)には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

(1) 橋りょう、トンネル、高架の構造物及び道路の分離帯 (以下略)



「高架の構造物」を禁止物件とする趣旨は以下のとおり

<景観への影響>

高架は、目印となるもの、長大なもの、同様の構造体が連続しているものなどであり、無秩序に広告物が設置されれば、良好な景観や風致の維持の観点から好ましくないため。

<安全性への影響>

高架は道路と交差・並走するなど道路と特に近い位置関係にあることが多く、高架に広告物を設置すると高架の近くを通行する人や自動車等に対し、信号機・道路標識の妨害や、広告物の落下等によって危害を与えることも予想されるため。

1.概要 (2) 現在の運用

高架の構造物本体とは別の構造として
設置された外壁部分等（広告物設置**可能**）

高架の構造物本体
（広告物設置**不可**）



1.概要 (3) 特例基準とする理由

高架の構造物本体とは別の構造として
設置された外壁部分等（広告物設置**可能**）

高架の構造物本体
（広告物設置**不可**）



現在は、高架の構造物を景観と安全の観点から禁止物件としているが、屋外広告物の数量、大きさ、設置の目的等にかかわらず、一律にその設置等を禁止しているという点で「過度な規制」に当たる可能性がある。

そこで、高架の構造物本体に、**景観と安全性に支障を生じない範囲**で広告物を設置できるように**特例基準（尼崎市屋外広告物条例第10条）**を設ける。

1.概要 (4) 条例第10条 (許可の特例)

(許可の特例) 第10条

～市長は、広告物等が**別に定める基準**に適合する場合であって、**地域の良好な景観の形成に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認めるとき**は、第8条又は第18条第3項の許可（新規設置の許可）をすることができる。

「高架の構造物」を禁止物件とする2つの趣旨に反しない範囲で別に定める基準（特例基準）を策定する。

<景観への影響>

高架は、目印となるもの、長大なもの、同様の構造物が連続しているものなどであり、無秩序に広告物が設置されれば、良好な景観や風致の維持の観点から好ましくないため。

<安全性への影響>

高架は道路と交差・並走するなど道路と特に近い位置関係にあることが多く、高架に広告物を設置すると高架の近くを通行する人や自動車等に対し、信号機・道路標識の妨害や、広告物の落下等によって危害を与えることも予想されるため。

2.特例基準案の対象と内容 (1) 景観への影響に対応する特例基準案

<景観への影響>

高架は、目印となるもの、長大なもの、同様の構造体が連続しているものなどであり、**無秩序に広告物が設置されれば、良好な景観や風致の維持の観点**から好ましくないため。

 対応する特例基準の案 ※対象は許可地域の高架の橋脚に設置する広告物とする。

①設置方法	高架下のスペースを利用した施設等の壁面等を兼ねた橋脚もしくは、各壁面から1メートル以内に存在する橋脚に当該高架下のスペースを利用した施設の名称、店名又は商標等に係る内容を設置すること。
②表示面積	<商業系地域以外> 広告物を設置する面の5分の1かつ5㎡以下 <商業系地域> 制限なし
③設置高さ	<商業系地域以外> 地上からの高さ3m以下 <商業系地域> 制限なし
④数量	橋脚1本につき1基までとすること。
⑤相互距離	10m以上かつ、他の高架の橋脚部分に設置される屋外広告物と同時に視認することができない位置に設置すること
⑥素材	1 蛍光塗料、反射光の強い素材を使用しないこと。

2.特例基準案の対象と内容 (1) 景観への影響に対応する特例基準案

対象は許可地域 の高架の橋脚に設置する広告物とする。

尼崎市屋外広告物条例にて市内全域を許可地域もしくは禁止地域に指定

禁止地域…原則として屋外広告物の設置等を禁止している地域。自身の店や施設等に設置する、その店や施設についての広告（自家用広告物）に限り、厳しい基準のうえで少量のみ設置可能。

例 用途地域が一低層、一中高、二中高など住居専用の地域
重要文化財の周辺
高速道路の沿線空間 など

許可地域…禁止地域以外の地域。

商業系地域…比較的緩やかな規制。

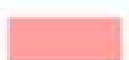
例 用途地域が商業、近隣商業の地域

商業系以外の地域…比較的に厳しい規制。

例 用途地域が住居系、工業系の地域

2.特例基準案の対象と内容 (1) 景観への影響に対応する特例基準案



広告規制		
	第1種禁止地域	禁止地域
	第2種禁止地域	
	第3種禁止地域	
	許可地域（商業系）	許可地域 （商業系）
	許可地域（住居系）	
	許可地域（工業系）	許可地域 （商業系以外）
	許可地域（阪神尼崎）	
	許可地域（JR尼崎）	

 : 鉄道の高架部分

尼崎市 屋外広告物規制区域図

2.特例基準案の対象と内容 (1) 景観への影響に対応する特例基準案

対象は許可地域 の高架の橋脚に設置する広告物とする。



→ 設置場所を許可地域、設置箇所を橋脚に限定することで、無秩序に広告物が設置されることを防ぎ、良好な景観や風致への支障を回避する。

2.特例基準案の対象と内容 (1) 景観への影響に対応する特例基準案

①設置方法	高架下のスペースを利用した施設等の 壁面等を兼ねた橋脚 もしくは、 各壁面から1メートル以内に存在する橋脚 に当該高架下のスペースを利用した施設の名称、店名又は商標等に係る内容を設置すること。
-------	--

→設置場所を近距離の橋脚部分に限定、表示内容を現に高架下を利用した施設の名称、店名又は商標の**広告物に限定**することで、無秩序に広告物が設置されることを防ぎ、良好な景観や風致への支障を回避する。

橋脚と1メートル以内(清掃や点検等のための最低限のスペース)に施設等の壁面がある場合、その壁面は橋脚に隠れる位置となり橋脚と一体化して見えることから、壁面等を兼ねた橋脚と同等であると考える。

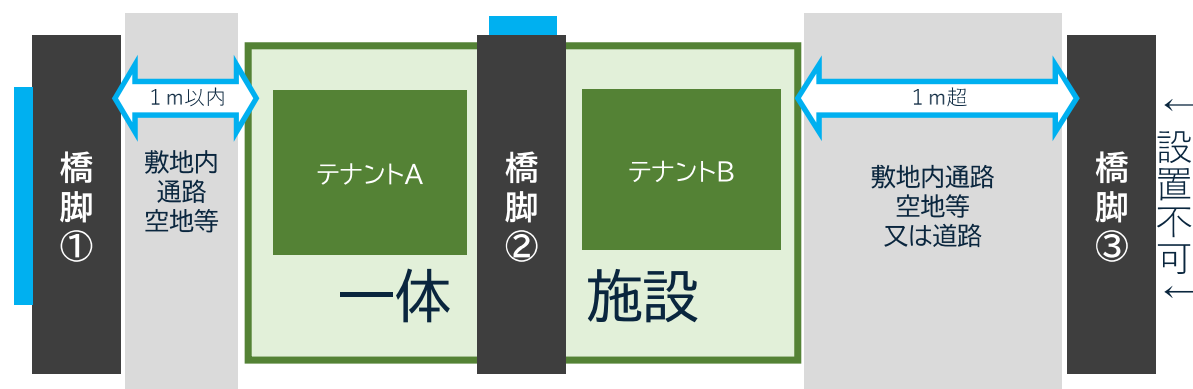
＜上から見たイメージ＞

■：高架の橋脚に設置する広告物

橋脚①：設置可能
(西壁面から1メートル以内に存在する橋脚)

橋脚②：設置可能
(壁面等を兼ねた橋脚)

橋脚③：設置不可



※当該高架下のスペースを利用した施設の名称、店名又は商標等に係る内容であれば各テナントも広告物を設置可能¹³

2.特例基準案の対象と内容 (1) 景観への影響に対応する特例基準案

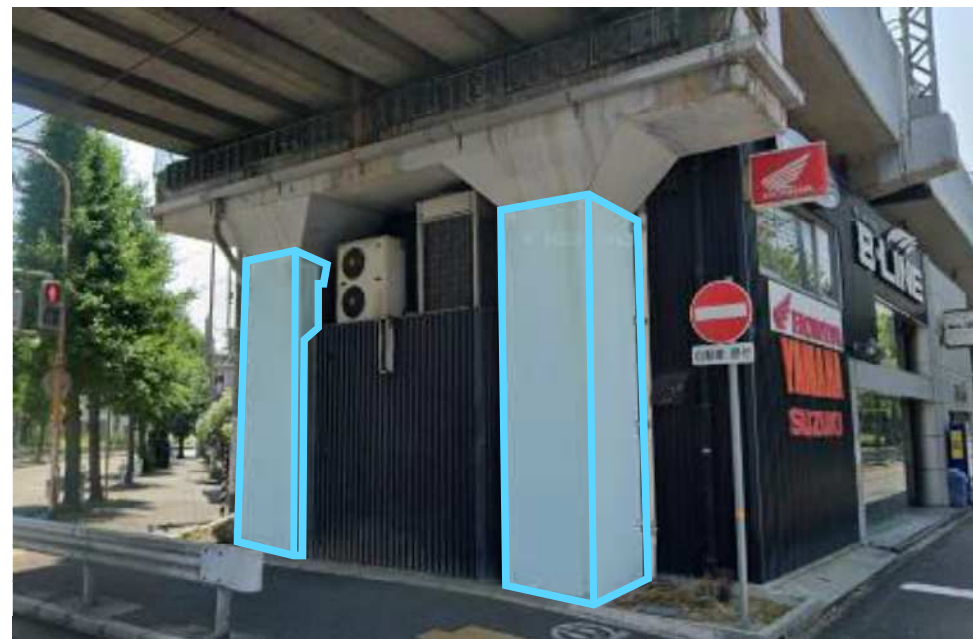
①設置方法	高架下のスペースを利用した施設等の 壁面等を兼ねた橋脚 もしくは、 各壁面から1メートル以内に存在する橋脚 に当該高架下のスペースを利用した施設の名称、店名又は商標等に係る内容を設置すること。
-------	--



＜高架下のスペースを利用した施設等の**壁面等を兼ねた橋脚**の例＞

2.特例基準案の対象と内容 (1) 景観への影響に対応する特例基準案

①設置方法	高架下のスペースを利用した施設等の壁面等を兼ねた橋脚もしくは、 各壁面から1メートル以内に存在する橋脚 に当該高架下のスペースを利用した施設の名称、店名又は商標等に係る内容を設置すること。
-------	---



＜高架下のスペースを利用した施設等の**各壁面から1メートル以内に存在する橋脚**の例＞

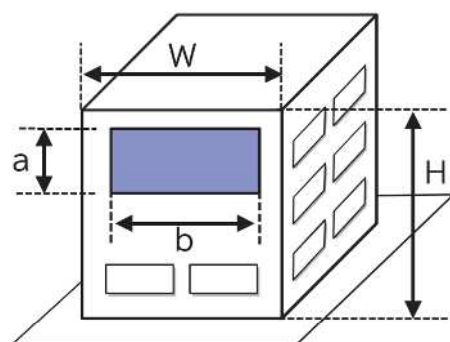
2.特例基準案の対象と内容 (1) 景観への影響に対応する特例基準案

②表示面積	< 商業系地域以外 > 広告物を設置する面の 5 分の 1 以下かつ 5 m ² 以下
-------	---

→高架の構造物の橋脚部分の面積は非常に大きいことも想定されるため、商業系地域以外では、**壁面利用の広告物と同様の面積割合による制限**に加えて、絶対値の規制を設け無秩序に広告物が設置されることを防ぎ、良好な景観や風致への支障を回避する。

【5 分の 1 以下】

→商業系地域以外での壁面利用広告の面積基準



$$ab \leq WH \times 1/5$$

< 壁面利用広告の面積基準イメージ >



< 高架の橋脚に設置したイメージ >

2.特例基準案の対象と内容 (1) 景観への影響に対応する特例基準案

②表示面積	< 商業系地域以外 > 広告物を設置する面の 5 分の 1 以下かつ 5 m ² 以下
-------	---

→高架の構造物の橋脚部分の面積は非常に大きいことも想定されるため、商業系地域以外では、壁面利用の広告物と同様の面積割合による制限に加えて、絶対値の規制を設け無秩序に広告物が設置されることを防ぎ、良好な景観や風致への支障を回避する。

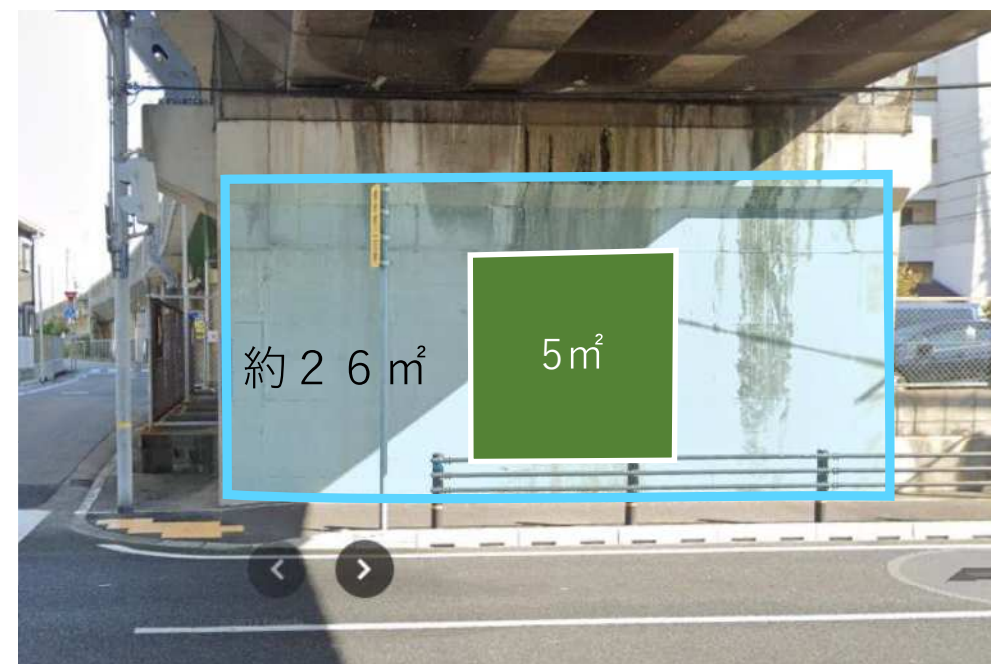
絶対値の規制の引用元

自家用広告物について、許可申請が不要となる基準を設けており、その一つに総量の基準がある

許可地域：総量が3基以下かつ10m²以下の場合

禁止地域：総量が3基以下かつ5m²以下の場合

禁止物件であることから、最も厳しい基準であるこの数字を引用



<面積の上限のイメージ>

2.特例基準案の対象と内容 (1) 景観への影響に対応する特例基準案

②表示面積	< 商業系地域 > 制限なし
-------	-------------------

→本市において、商業系地域は駅前の繁華街等を中心に設定されていることから、他の地域と比較して広告物の設置面積による景観的な支障は生じにくく、一面全てを使用することによる意匠性の高いデザインを期待することから、表示面積の基準を設けない。



<左:高架の橋脚の全面に設置した例(京橋)>

<右:万能塀の全面に設置した例(銀座)>

(許可の特例) 第10条

～市長は、広告物等が別に定める基準に適合する場合であって、地域の良好な景観の形成に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、第8条又は第18条第3項の許可（新規設置の許可）をすることができる。

→基準に加え、開発指導課において上記の下線部の条件をみたすかどうかを個別判断する。
必要に応じて都市美アドバイザー専門委員の意見を聴く。

2.特例基準案の対象と内容 (1) 景観への影響に対応する特例基準案

③設置高さ	< 商業系地域以外 > 地上からの高さ 3 m 以下
-------	-------------------------------

→歩く人の視点近くとなる高さに限定することで、広告物としての機能を確保しつつ、良好な景観や風致への支障を回避する。



< 高架の橋脚に設置したイメージ >

2.特例基準案の対象と内容 (1) 景観への影響に対応する特例基準案

③設置高さ	<商業系地域> 制限なし
-------	-----------------

→本市において、商業系地域は駅前の繁華街等を中心に設定されていることから、他の地域と比較して広告物の設置高さによる景観的な支障は生じにくく、一面全てを使用することによる意匠性の高いデザインを期待することから、設置高さの基準を設けない。



<高架の橋脚の全面に設置した例(京橋)>

(許可の特例) 第10条

～市長は、広告物等が別に定める基準に適合する場合であって、地域の良好な景観の形成に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、第8条又は第18条第3項の許可（新規設置の許可）をすることができる。

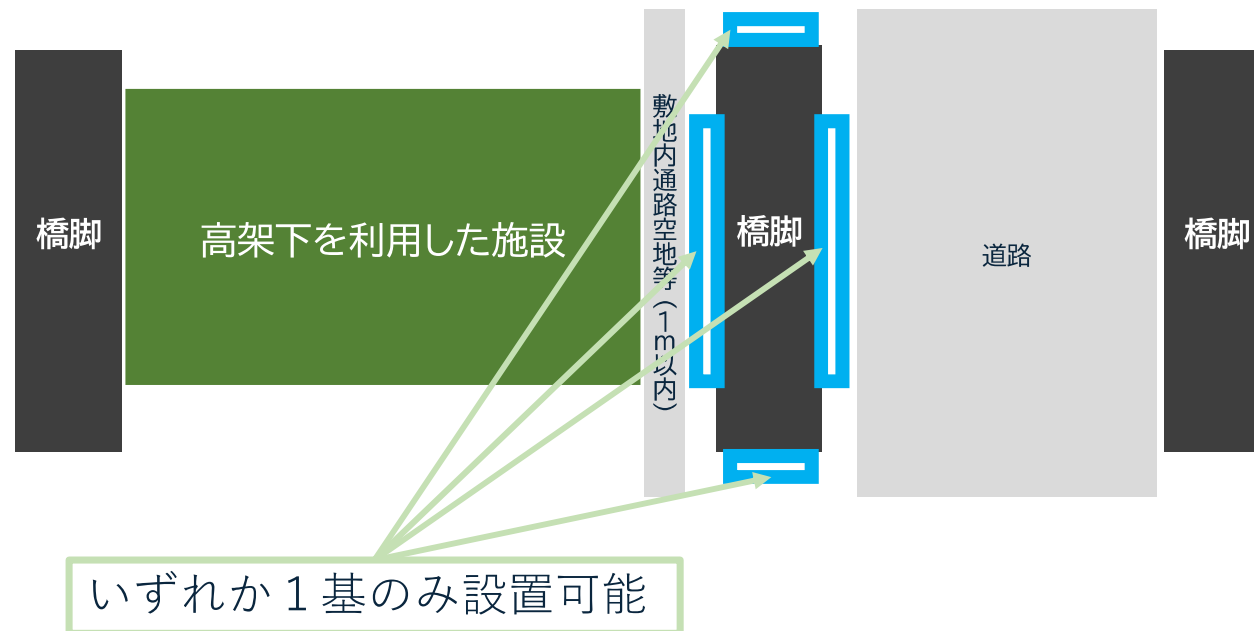
→基準に加え、開発指導課において上記の下線部の条件をみたすかどうかを個別判断する。
必要に応じて都市美アドバイザー専門委員の意見を聴く。

2.特例基準案の対象と内容 (1) 景観への影響に対応する特例基準案

④数量	橋脚 1 本につき 1 基までとすること
-----	----------------------

→同じ橋脚の表と裏側に設置されることを防ぎ、広告物が増えすぎないようにすることで良好な景観や風致への支障を回避する。

<上から見たイメージ>



2.特例基準案の対象と内容 (1) 景観への影響に対応する特例基準案

⑤相互距離	10 m以上かつ、他の高架の橋脚部分に設置される屋外広告物と同時に視認することができない位置に設置すること。
-------	--

→実質的に総数の規制となり、同時に多数の「高架の橋脚に設置された広告物」が視界に入り煩雑な印象となることを防ぐことで、良好な景観や風致への支障を回避する。



<避けたい事例のイメージ>

2.特例基準案の対象と内容 (1) 景観への影響に対応する特例基準案

⑤相互距離	10 m以上かつ、他の高架の橋脚部分に設置される屋外広告物と同時に視認することができない位置に設置すること。
-------	--

→実質的に総数の規制となり、同時に多数の「高架の橋脚に設置された広告物」が視界に入り煩雑な印象となることを防ぐことで、良好な景観や風致への支障を回避する。

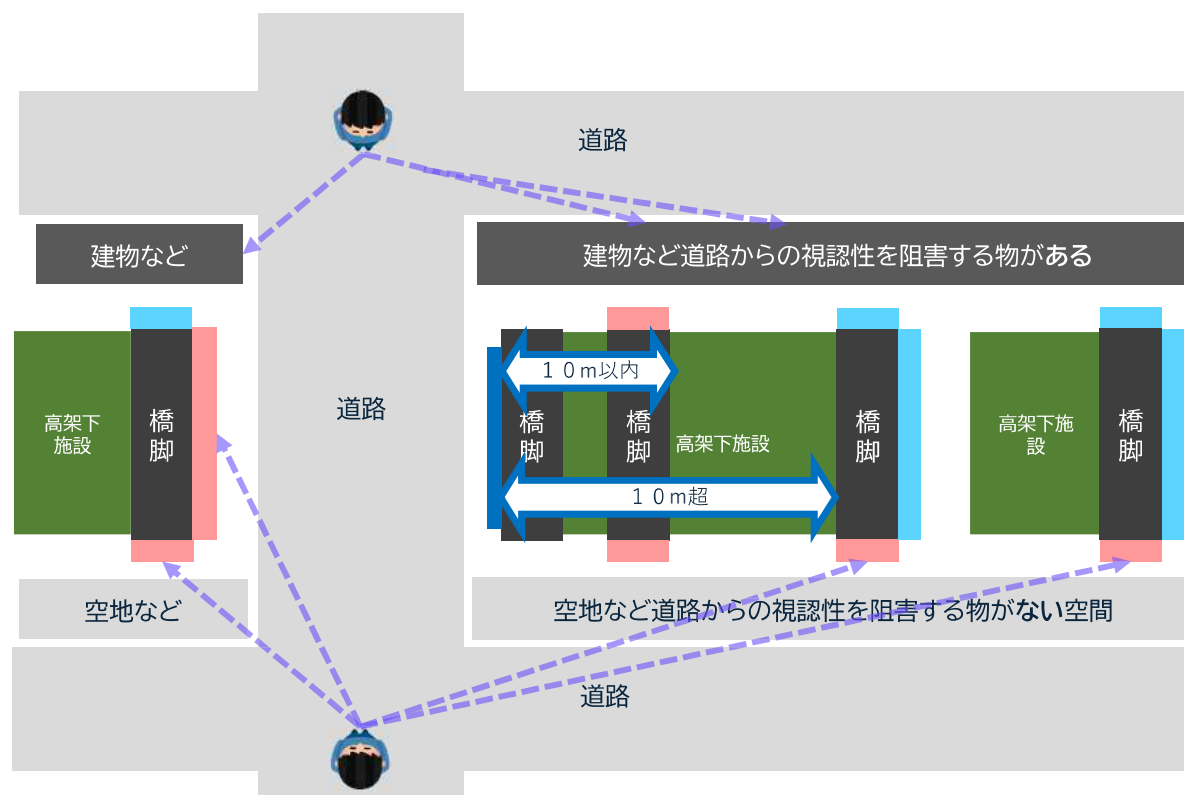
■ : 既に橋脚に設置された広告物

👤 : ■ を視認できる地点

--- : 👤 からの視線

■ : 新しく「橋脚に設置する広告物」を
設置不可となる部分

■ : 新しく「橋脚に設置する広告物」を
設置可能な部分



<上から見たイメージ>

2.特例基準案の対象と内容 (1) 景観への影響に対応する特例基準案

⑥素材	1 蛍光塗料（蛍光フィルムを含む。）、反射光の強い素材を使用しないこと。
-----	--------------------------------------

→蛍光塗料や反射光の強い素材など、周囲と調和せず悪目立ちする可能性のある素材を規制することで、良好な景観や風致への支障を回避する。

引用元

尼崎市屋外広告物条例

別表第1

1 共通基準 第3号

蛍光塗料（蛍光フィルムを含む。）又は反射光の強い塗料を使用しないこと。

2.特例基準案の対象と内容 (2) 安全性への影響に対応する特例基準案

<安全性への影響>

高架は道路と交差・並走するなど道路と特に近い位置関係にあることが多く、高架に広告物を設置すると高架の近くを通行する人や自動車等に対し、信号機・道路標識の妨害や、広告物の落下等によって危害を与えることも予想されるため。

対応する特例基準の案

⑥素材	2 表示内容が印刷されたフィルムを貼り付け、又は塗料等で直接表示内容を描画すること。
⑦離隔距離	信号機等との離隔距離 5 m 以上
⑧その他	広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものでないこと。

2.特例基準案の対象と内容 (2) 安全性への影響に対応する特例基準案

⑥素材	2 表示内容が印刷されたフィルムを貼り付け、又は塗料等で直接表示内容を描画すること。
-----	--

→**落下、剥離等による危険がないものとする**ことで高架の橋脚の付近を通行する多くの人や自動車等の安全性の確保する。また、高架構造に直接影響のない素材とすることで高架構造自体への影響を防ぐ。



<印刷されたフィルムの例>

<https://www.decoratech.co.jp/products/00026/> 画像引用

2.特例基準案の対象と内容 (2) 安全性への影響に対応する特例基準案

⑦離隔距離	信号機等との離隔距離 5 m 以上
-------	-------------------

→信号機との離隔距離を一定保つことで信号機の妨害や見通しの不良を防ぐ。

引用元：自己敷地外建植広告、電柱広告の同趣旨の基準



<自己敷地外建植広告>



<電柱広告>

2.特例基準案の対象と内容 (2) 安全性への影響に対応する特例基準案

⑧その他	広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものでないこと。
------	--

→信号機又は道路標識に類似する等の表示内容(意匠)を規制することで信号機、道路標識の妨害を防ぐ。

引用元：バスの停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用（H26年国道利第2号）の取り扱いについて



＜バス停留所の上屋を利用した広告物の例＞

2.特例基準案の対象と内容 (3) 許可期間

- ・許可期間は1年以内とする。
(一般的な広告物は3年以内としている。)



⑥素材	1 蛍光塗料、反射光の強い素材を使用しないこと。 2 表示内容が印刷されたフィルムを貼り付け、又は塗料等で直接表示内容を描画すること。
-----	---

→上記の素材は広告板等と比較して、汚れたり、剥がれたりしやすい形状であることから許可期間を1年以内として更新申請の際に適切な管理を求め、汚れや剥離等が顕著な場合は許可しない運用とする。

→さらに運用として、新規申請時に撤去方法を明記させる。

2.特例基準案の対象と内容 (4) 特例基準案まとめ

特例基準の案まとめ

※対象は許可地域の高架の橋脚に設置する広告物とする

※許可期間は1年以内とする

①表示方法	高架下のスペースを利用した施設等の壁面等を兼ねた橋脚もしくは、各壁面から1メートル以内に存在する橋脚に当該高架下のスペースを利用した施設の名称、店名又は商標等に係る内容を設置すること。
②表示面積	<商業系地域以外> 広告物を設置する面の5分の1かつ5㎡以下 <商業系地域> 制限なし
③設置高さ	<商業系地域以外> 地上からの高さ3m以下 <商業系地域> 制限なし
④数量	橋脚1本につき1基までとすること。
⑤相互距離	10m以上かつ、他の高架の橋脚部分に設置される屋外広告物と同時に視認することができない位置に設置すること。
⑥素材	1 蛍光塗料、反射光の強い素材を使用しないこと。 2 表示内容が印刷されたフィルムを貼り付け、又は塗料等で直接表示内容を描画すること。
⑦離隔距離	信号機等との離隔距離5m以上
⑧その他	広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものでないこと。

3.区域指定 (1) 区域の詳細、選定の理由

- ・ 禁止物件への広告物の設置等許可による影響を鑑み、区域を指定して特例基準を設ける。
- ・ 今後は他駅周辺等の高架下スペースを利用した施設が多い地域に区域を広げていく想定。

指定する区域

武庫川町4丁目から大庄1丁目4付近
(阪神本線の橋脚のうち阪神武庫川駅東側から尼宝線までの阪神本線の高架下)

屋外広告物規制区域では最も規制が緩やかな商業系の許可地域に該当し、阪神武庫川駅の東側に位置する商業施設群について、老朽化が進みシャッター通り化が進んでいたところ、大幅に改修され、新たにテナントを呼び込むなど商業地としての再生が図られていることから選定。

